

京都府宇治市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和3年9月現在における京都府宇治市の行政区域とする。概ねの面積は6,754ヘクタール（令和元年京都府統計書）である。

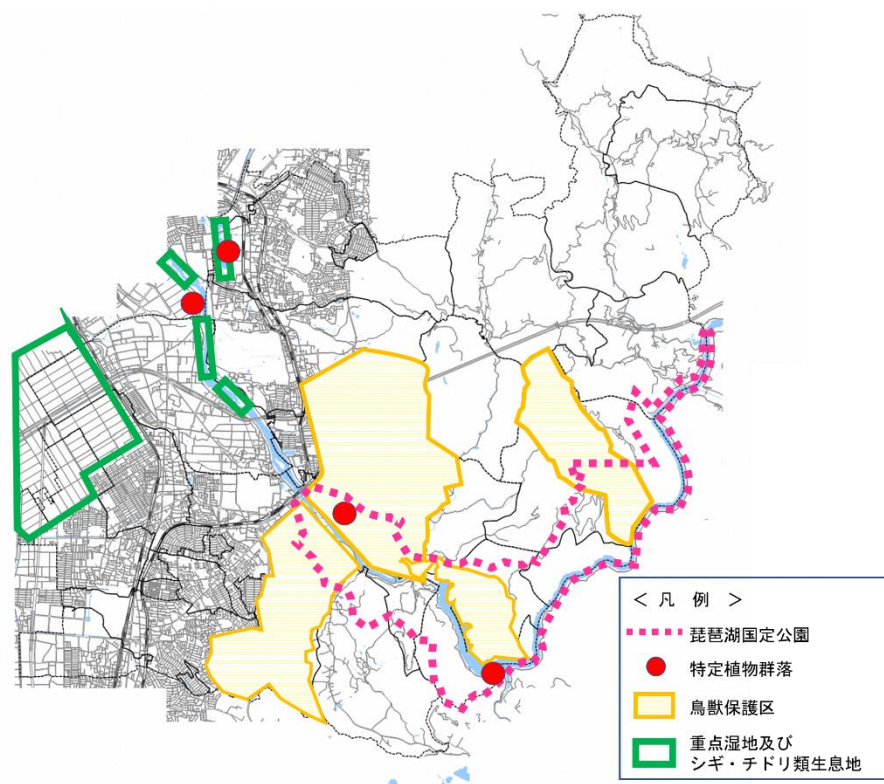
本促進区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国定公園区域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、シギ・チドリ類渡来湿地及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地が含まれるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園区域、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、その他の環境保全上重要な地域（自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、国内希少野生動植物種の生息・生育域等）は、本区域には存在しない。

(図1) 宇治市の位置図



(図2) 宇治市内の琵琶湖国定公園・特定植物群落・鳥獣保護区・重点湿地及びシギ・チドリ類生息地の位置図



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

宇治市は、京都の都心部から約16km南の位置にあり、東は宇治田原町と滋賀県大津市、西は久御山町、南は城陽市、北は京都市に隣接し、琵琶湖から唯一流れ出る河川である宇治川が、市の中央部を南北に縦断している。

京都・奈良の間に位置する本市は、古代から交通の要衝として発展し、平安時代には平等院が建立されるなど貴族の別業の地として栄えた。

明治時代には、鉄道の敷設等がなされ、近代化が図られた。昭和初期には大規模な工場が宇治市内に開設され、その後も精密部品製造、金属加工等の製造業の事業者の進出が続き、製造業の集積が進んだ。1960年代からの高度経済成長期には急激な人口増加が続き、ベッドタウンとしても発展してきた。

また、本市は高級茶として名高い「宇治茶」、世界遺産として登録されている平等院や宇治上神社をはじめ、自然・景観、歴史文化等、古来より受け継がれてきた貴重な地域資源を多く有する観光都市である。

②インフラの整備状況

(鉄道)

宇治市域には、J R奈良線、近畿日本鉄道京都線、京阪電気鉄道宇治線、京都市営地下鉄東西線の4本の鉄道が走り、14の鉄道駅がある。

宇治市から京都（J R宇治駅からJ R京都駅）までは約17分（快速利用）、宇治市から大阪の都心部（京阪宇治駅から京阪淀屋橋駅）までは約60分でアクセスできるなど、交通基盤が充実している。

現在、J R奈良線は第2期複線化事業が進められており、令和5年春にはJ R京都駅から宇治市域までが完全複線化され、さらなる利便性向上が期待できる。

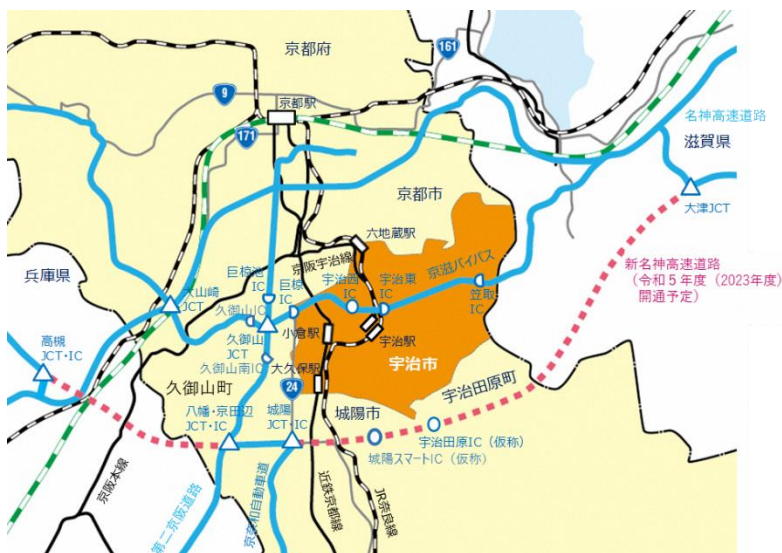
(道路)

宇治市内の道路交通網には、南北を結ぶ国道24号、府道京都宇治線、府道城陽宇治線、東西を結ぶ府道宇治淀線などの主要地方道がある。

宇治市域の東西には、地域高規格道路である京滋バイパスが横貫しており、本市の隣接市町には第二京阪道路や京奈和自動車道などが整備されている。広域道路ネットワークを利用することにより、京阪神、中部圏、首都圏等へ高速アクセスでき、広域圏の各都市との結びつきが強化されている。

現在、本市の隣接・近隣市町において、令和5年度の全線開通に向けて、新名神高速道路の建設工事が進められている。新名神高速道路のインターチェンジへは、国道24号等が結節しており、新名神高速道路の開通により、本市と広域都市圏へのアクセスの利便性が一層高まり、各都市との結びつきが、さらに強化されることが期待される。

(図3) 宇治市周辺の高速道路網



(工業団地)

宇治市内においては、昭和初期に大規模な工場が新規に立地し、産業の基盤が形成された。その後、槇島地域（京滋バイパス宇治西ICに隣接、近鉄京都線向島駅から約1

km)を中心に製造業の事業所・工場の立地が進み、産業の集積が図られた。

大久保地域においては、日産車体京都工場の跡地が京都フェニックス・パーク（京滋バイパス巨椋 I C から約 4 km、近鉄大久保駅から約 1 km）として整備された。京都フェニックス・パークには、多様な業種の優良な製造業の本社・工場等が立地し、京都府南部を代表する産業集積地となっている。京都フェニックス・パーク内には、スタートアップ期の研究開発型ものづくり企業等のための「宇治ベンチャー企業育成工場（宇治市が運営）」が設置されており、それぞれの企業が日々、技術開発等に取り組んでいる。

③産業構造

宇治市の産業を市内総生産で見ると、第一次産業は 0.2%、第二次産業は 47.1%、第三次産業は 52.7%となっている（平成 30 年度京都府市町村民経済計算）。

また、従業者数（事業所単位）の割合は、第一次産業は 0.5%、第二次産業は 25.4%、第三次産業は 74.1%となっている（2016 年地域経済分析システム R E S A S）。

（製造業）

宇治市の製造業の事業所数（2016 年、事業所単位）は 631 で、市内の民営事業所数（5,413）の 11.7%を占めており、全国平均（8.5%）と比較して高い割合となっている。本市の製造業の売上高（企業単位）は 177,341 百万円で、全産業の売上高 501,024 百万円の約 35.4%を占めている。また、本市の製造業の付加価値額（企業単位）は 44,718 百万円で、全産業の付加価値額 137,697 百万円の約 32.5%を占めている（2016 年地域経済分析システム R E S A S）。業種別の製造品出荷額等では、食料品製造業、プラスチック製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業が上位を占め、厚みのある産業となっている。

本市の事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額は、政令指定都市の京都市を除き、いずれも京都府内の市町村で第 1 位となっている（京都府内の製造業の状況を示す 2019 年工業統計調査結果（対象：製造業に属する従業者 4 名以上の事業所））。

このように、宇治市は京都府内有数の製造業集積地域であり、製造業は本市の基幹産業として、地域経済の活性化に重要な役割を果たしている。

（物流業）

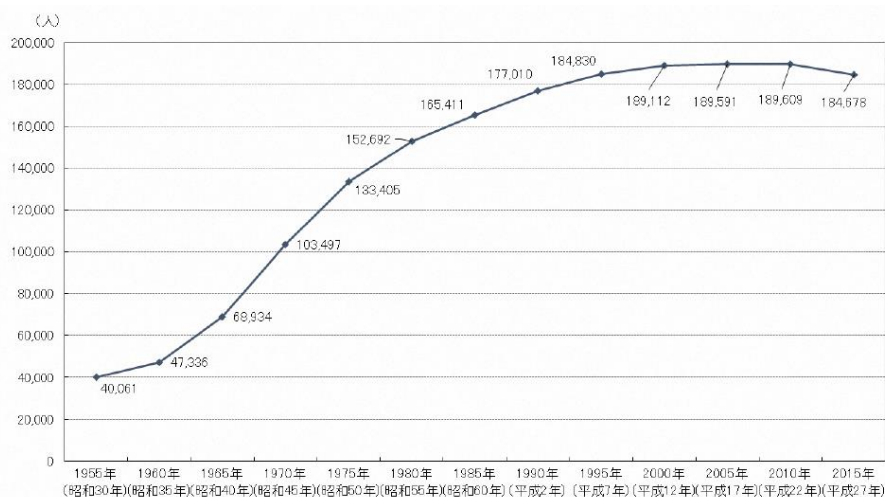
宇治市の運輸業、郵便業の事業所数は 79 で、市内の民営事業所数の 1.5%を占めている（2016 年地域経済分析システム R E S A S）。

京阪神等の都市中心部へのアクセスが良いという宇治市の地理的条件や、広域道路ネットワークの整備の進展、電子商取引（E C）市場の成長等を背景に、本市の運輸業、郵便業の事業所数は 69（平成 24 年経済センサスー活動調査）、74（平成 26 年経済センサスー基礎調査）、79（平成 28 年経済センサスー活動調査）と増加している。

④人口分布の状況

宇治市の人口は昭和30年(1955年)以降、増加が続き、平成22年(2010年)に189,609人となったが、その後、減少に転じ、平成27年(2015年)には184,678人となっている、(国勢調査)。

(図4) 国勢調査人口



(出典：第2期宇治市人口ビジョン 宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

年齢4区分別人口は、15歳未満の人口及び15歳以上65歳未満の人口は減少傾向にある一方で、65歳以上の人口は増加しており、少子高齢化が進行している。

平成27年国勢調査によると、就業動向については、本市に居住する就業者は76,389人で、そのうち32,890人(43.1%)が市内で就業し、43,499人(56.9%)が市外で就業している。

また、本市内の事業所における就業者は56,182人で、そのうち23,292人(41.6%)が市外から通勤している。

昼夜人口比率(夜間人口に対する昼間人口の比率)は88.1%であるが、本市は、ベッドタウンとしての特性と働く場としての特性を併せ持つ都市である。

(表1) 宇治市内に居住する就業者の勤務先

勤務地	宇治市内		宇治市外		合計
	人数	比率	人数	比率	
平成12年	39,728人	43.8%	50,957人	56.2%	90,685人

平成 17 年	38,992 人	44.9%	47,833 人	55.1%	86,825 人
平成 22 年	33,070 人	41.5%	46,593 人	58.5%	79,663 人
平成 27 年	32,890 人	43.1%	43,499 人	56.9%	76,389 人

(出典：国勢調査)

(表 2) 宇治市内の事業所における就業者の居住地

居住地	宇治市内		宇治市外		合 計
	人数	割合	人数	割合	
平成 12 年	39,728 人	61.7%	24,677 人	38.3%	64,405 人
平成 17 年	38,992 人	61.5%	24,412 人	38.5%	63,404 人
平成 22 年	33,070 人	58.7%	23,293 人	41.3%	56,363 人
平成 27 年	32,890 人	58.5%	23,292 人	41.5%	56,182 人

(出典：国勢調査)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

人口減少社会が到来するなか、宇治市が持続的な発展を目指すためには、地域経済をより一層活性化させることが重要となる。

国道 24 号、京滋バイパス等の交通インフラを背景に、本市には製造業の大企業をはじめ、独自の技術や製品を有し短納期・小ロットに対応できるニッチトップ型の中小製造業が多く立地しており、製造業は本市の基幹産業として、地域経済の活性化に重要な役割を果たしている。また、地域経済の活性化には、ヒトとモノの流れを支える物流関連産業が重要な役割を担っており、本市の運輸業、郵便業の事業所数や売上高が増加している。

令和 5 年度の新名神高速道路全線開通により、各都市圏との高速ネットワーク網がさらに充実し、本市は地理的優位性が増すことが見込まれる。製造業等の事業者による企業活動の拡大や広域化、また物流関連事業者による高速道路 I C 付近等での物流施設の整備、物流施設の効率的な運営による物流の高速化等により、事業者が成長発展を遂げ、地域の多様な産業への大きな波及効果が期待される。

そのため、国道 24 号や京滋バイパス等の交通インフラ、大都市圏への近接性といった強みを生かし、成長ものづくりや物流関連産業等の事業者への集中支援を行うことにより、将来にわたり持続発展できる強い市内産業をつくりだし、その効果を地域の多様な産業に大きく波及させ、地域経済の好循環を実現し、多様な働く場の創出、定住人口の確保を目指す。

(2) 経済的効果の目標

1件あたりの平均 4,892 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 7 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 2 倍（平成 27 年京都府産業連関表：逆行列係数表における製造業及び運輸・郵便の列和）の波及効果を与え、促進区域で約 685 百万円の付加価値を創出することを目指す。

また、K P I として、地域経済牽引事業の平均付加価値創出額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一万円	685 百万円	—

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値創出額	一万円	4,892 万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	一件	7 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（1）から（3）の要件をすべて満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の実施期間における付加価値創出額が 4,892 万円（京都府の 1 事業所あたり平均付加価値額（平成 28 年経済センサス - 活動調査）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること

- ① 地域経済牽引事業にかかる売上が、開始年度比で4%増加すること
- ② 地域経済牽引事業にかかる雇用者数が、開始年度比で4%増加すること
- ③ 地域経済牽引事業にかかる雇用者給与等支給額が開始年度比で4%増加すること

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年に満たない場合には、当該事業に係る計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

本計画における重点促進区域は、以下の大字または字の区域とする。

【重点促進区域】

宇治市安田町五反坪、安田町鶴飼田、伊勢田町西遊田

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は、約32haである。本区域は、国道24号に接道、または近接しており、首都圏・中部圏方面への最寄りの京滋バイパス巨椋ICへは約1.8km、大阪・兵庫、中国・四国方面への最寄りの京滋バイパス久御山ICへは約3.8km、大阪・和歌山方面への最寄りの第二京阪道路久御山南ICへは約4.1kmの位置にあり、京阪神、中部圏、首都圏等をはじめとする各都市圏や、大阪国際空港や関西国際空港、大阪湾ベイエリアの重要港湾、日本海側拠点港である京都舞鶴港等へのアクセスがよい立地環境にある。

このような充実した広域道路ネットワークを利用するため、本区域から約2kmのところの位置する産業集積拠点「京都フェニックス・パーク」(敷地面積:約16.3ha、宇治市・久御山町域)には、約32社(うち宇治市域には17社)の製造業等が集積している。

関西各地域や、中部圏や首都圏等方面への道路交通の結節点として、広域都市圏への高速アクセスが可能、京都府南部を代表する産業集積地域である「京都フェニックス・パーク」への近接性などの優れた立地環境を生かし、多くの企業の製造・研究開発・物流拠点としての活用が見込まれることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域の約8割(宇治市伊勢田町西遊田の一部地域を除く)が、市街化調整区域及び農用地区域に指定されているため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための

土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(図5) 重点促進区域の位置図



(関連計画における記載等)

他計画に示す記載に関しては、下記のとおりである。

① 宇治市第5次総合計画

まちづくりの方向性（基本構想）の1つに「ゆたかな市民生活ができるまち」を掲げ、その実現に向け、商工業の振興を図るため、新しい産業の育成や新たな産業基盤整備を推進するとしている。

② 宇治市第5次総合計画（第3期中期計画）

新たな工業用地の確保、企業の市外流出防止などに努めるとしている。

③ 宇治市産業戦略

市内企業の市内での移転・拡張や、市外企業の受入に対応できる新たな工業専用用地の確保に向けた企業ニーズ等の調査や関係機関との調整、具体的な手法や候補地について

て検討をすすとしている。

④ 宇治市都市計画マスタープラン

市街化調整区域の良好な自然環境や優良な農地、既存集落の住環境については、これらを保全することを基本としつつ、宇治市都市計画マスタープランやその他上位計画に即し、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域の性格を変えない範囲で、住環境の維持や秩序ある土地利用の誘導をするものは、地区計画その他の手法の活用について、地元とともに慎重に検討を進めるとしている。

⑤ 宇治農業振興地域整備計画

- ・京滋バイパス、京奈和自動車道をはじめとする広域幹線道路整備により、農用地として利用することが困難な地域も予想されるため、こうした地域における農用地利用は、市総合計画と十分協議を図り進めることとしている。
- ・農業従事者の安定就業を図るため、優良企業や企業化された農業生産団体に対して地元雇用への促進等に努めるとしている。

本区域には、シギ・チドリ類渡来湿地及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国定公園区域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落は、本区域内には存在しない。

(2) 重点促進区域を設定した理由

本区域は、国道24号や京滋バイパス等の広域道路ネットワークという交通インフラが整備されており、それらの地域の特性を活かし、ものづくりや物流分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、市内には農村産業法に基づく農村地域は存在しない。また、本区域に近接する京都府南部を代表する産業集積地域である「京都フェニックス・パーク」においては、新たに企業が立地可能な区画は残っていない。宇治市内の槇島地区等においても、既に相当数の企業が立地し、産業集積が進んでおり、用地の確保が困難な状況となっている。このように市内には利用可能な既存の工業団地や遊休地等の業務用地は存在していないため、やむを得ず、農用地区域を含めて本区域を重点促進地域に設定することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

【地域の特性】 宇治市の国道 24 号や京滋バイパス等の交通インフラ

【活用戦略】 成長ものづくり

(2) 選定の理由

宇治市内には、前述のとおり充実した交通インフラ、京阪神等の都市中心部へのアクセスが良いという地理的条件、宇治のブランド力等を背景に製造業の大企業をはじめ、独自の技術や製品を有し短納期・小ロットに対応できるニッチトップ型の中小製造業が多く立地している。

本市の製造業の全産業に占める割合は、事業所数（事業所単位）では 11.7%、売上高では約 35.4%、付加価値額（企業単位）では約 32.5%となっている（2016 年地域経済分析システム R E S A S）。また、本市の事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額は、政令指定都市の京都市を除いて、いずれの項目も京都府内の市町村で第 1 位となっている（2019 年工業統計調査結果）。このように製造業は本市の基幹産業として、地域経済において重要な役割を果たしている。

また、地域の経済の活性化には、ヒトとモノの流れを支える物流関連産業が産業交流の基盤として重要な役割を担っており、本市の運輸業、郵便業の事業所数（事業所単位）は 69（2012 年）から 79（2016 年）へと増加し、売上高（企業単位）は 7,223 百万円（2012 年）から 7,886 百万円（2016 年）へと増加している（2016 年地域経済分析システム R E S A S）。

令和 5 年度の新名神高速道路全線開通により、京阪神、中部圏、首都圏等をはじめとする各都市圏との高速ネットワーク網がさらに充実し、広域都市圏により早くアクセスできるようになり、本市は地理的に優位な条件となる。製造業等の事業者は新規顧客獲得による商圏の拡大、原材料や部品部材の調達範囲の広域化、取引先への短納期の実現、そして、物流関連事業者は高速道路 I C 付近等での物流施設の整備、物流施設の効率的な運営による物流の高速化等を実現し、競争優位を獲得することにより、成長発展を遂げ、地域の多様な産業への大きな波及効果が期待される。

そのため、国道 24 号や京滋バイパス等の交通インフラ、大都市圏への近接性といった強みを生かし、本計画に基づき、成長ものづくりや物流関連産業等の地域経済を牽引する事業者への集中支援を行うことにより、高付加価値化の実現、国内外からの新たな需要の獲得など地域からイノベーションを起こし、将来にわたり持続発展できる強い市内産業をつくりだし、その効果を地域の多様な産業に大きく波及させ、地域経済の好循環を実現し、多様な働く場の創出、定住人口の確保を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、宇治市におけるものづくり分野や物流関連分野の成長を支援していくためには、地域の事業者のニーズを的確に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。こうした環境整備に当たっては、国や京都府の支援策等も併せて活用し、積極的な対応や事業コストの低減を図る。

(2) 制度の整備に関する事項

①企業誘致に係る優遇制度（宇治市）

宇治市の企業立地促進条例に基づき、立地企業に対する助成制度、固定資産税の不均一課税の制度を運用し、地域活性化を図る。

②地方創生関係施策（宇治市）

令和3年度以降、地方創生推進交付金を適宜活用し、宇治市の国道24号や京滋バイパス等の交通インフラを活用した成長ものづくりにおいて、設備投資支援等による事業環境整備や、販路開拓の強化等の支援を検討、実施する。

③インキュベート施設「宇治ベンチャー企業育成工場（V I F）」の提供等（宇治市）

宇治市が設置運営している「宇治ベンチャー企業育成工場」において、入居企業である「研究開発型ものづくり企業等」に対し、スタートアップ支援や成長発展に向けた支援を行う。

④企業誘致に係る優遇制度（京都府）

京都府が実施する製造業等を対象とした最高20億円の企業立地補助制度（※大規模投資の特例あり）を運用し、地域経済の活性化を図る。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

新産業創出、立地促進を目的として、本市が保有する情報であって、資料として開示している情報について、インターネット公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

京都府においては京都府山城広域振興局農商工連携・推進課に、宇治市においては「宇治NEXT」（宇治市と宇治商工会議所が、宇治市産業会館内に令和元年6月に開設した産業支援拠点）に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置している。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係部局と協議の上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①京都市町村企業誘致推進連絡会議

京都府と府内市町村が加入する連絡会議において、企業誘致に係る情報共有や情報発信、首都圏等での企業誘致に係る説明会等を行う。

②創業支援

産業交流拠点「うじらぼ」等において、宇治商工会議所、日本政策金融公庫京都支店、京都信用保証協会、地域の金融機関、宇治市が連携して、様々な相談・支援・スキルアップの場の提供を行う。

③展示会等の出展支援・人材育成に対する支援

市内の中小企業を対象に展示会等への出展や人材育成に要する経費の一部を助成する市独自の助成金制度の運用等により、企業の成長発展を支援する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和3年度 (初年度)	令和4年度 ～令和7年度	令和8年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①企業誘致に係る優遇制度 (宇治市)	運用	運用	運用
②地方創生関係施策	活用の検討	適宜実施	適宜実施
③インキュベート施設の提供等 (宇治市)	運用	運用	運用
④企業誘致に係る優遇制度 (京都府)	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備 (公共データの民間公開等)】			
公共データ公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口	運用	運用	運用
【その他】			
①京都市町村企業誘致推進連絡会議	運用	運用	運用
②創業支援	運用	運用	運用
③展示会等の出展支援・人材育成に対する支援	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、宇治商工会議所、市内金融機関、京都府が設置する試験研究機関である京都府中小企業技術センターや産業支援機関である公益財団法人京都産業 21 等がそれぞれの能力を十分に発揮するとともに、支援の効果を最大化させるため、緊密に連携して取組を進める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①宇治商工会議所（宇治NEXT）

地域の事業者に対して、各種支援施策に関する情報の発信、各種セミナーの実施等を通じた啓発活動や販路開拓支援、それぞれの事業者が抱える経営課題の解決に向けた経営相談、経営の安定・成長発展に向けた伴走支援を実施する。

②市内金融機関（京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫）

包括連携協定を締結している京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫との連携により、起業や企業の成長発展等に向けた相談・経営支援、各種セミナーや起業家交流会等を実施する。

③京都府中小企業技術センター

公設の試験研究機関として、技術相談・依頼試験・機器貸付をはじめとした技術支援、研究会・セミナーによる人材の育成、企業のニーズに応えた研究開発や産学公連携の推進、企業に役立つ技術情報の発信等を行う。

④公益財団法人京都産業 21

産学公の連携により、中小企業の経営革新、新事業展開、新産業育成、創業等について、顧客の立場に立ち、ワンストップ体制による支援を行う総合的産業支援機関として、企業ニーズを踏まえ、経営課題の解決に向けた支援施策の活用や専門的見地からの技術・経営支援を行うとともに、研修・セミナーの開催、マッチング支援等を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境・生活環境に影響を与えないよう環境関連法令を遵守するとともに、環境保全・環境負荷の低減に向けて十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくもの

とする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

また、琵琶湖国定公園といった環境保全上重要な地域において、当該事業を行う場合には、公園計画等との整合を図ることなどを通じて、自然環境の保全に十分な配慮を行う。

なお、琵琶湖国定公園といった環境保全上重要な地域において地域経済牽引事業計画を承認する際には、事前に京都府自然環境保全部局等と調整を図り、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮する。

また、廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の積極的な推進及び不法投棄の防止並びに自然エネルギーの利活用、省エネ機器の導入等の地球温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、環境保全や温室効果ガスの排出削減に向けた取組については、京都府の「京都府環境を守り育てる条例」や「京都府地球温暖化対策条例」及び「京都府環境基本計画」等に基づき、住民や事業者等の参加・協働のもとに進めていく。

(2) 安全な住民生活の保全

宇治市における事故・犯罪の防止や、地域の安心・安全を守るため、京都府の「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」の趣旨を踏まえ、府、市、事業者等がそれぞれの役割において、次の取組等について各警察署等と連携しながら努めるものとする。

・防犯設備の整備

促進区域における地域住民及び来訪者の犯罪被害を未然に防止するため、防犯カメラの設置や街灯のLED化等を行う。

・防犯に配慮した施設の整備・管理

「道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針」（京都府策定）等に基づき、道路、公園、駐車場、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保する等の防犯性の高い環境を整備するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

・従業員等に対する防犯指導

従業員等に対して、法令の遵守や犯罪被害の未然防止について指導すると共に、警察から提供される防犯情報を活用して、従業員等に対する注意喚起に努める。また、外国人等の従業員等がある場合には、当該外国人に対し、日本の法制度や事件事故遭遇時の通報要領について指導する。

・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加、必要な物品・場所等を提供する等

の協力を行う。

- ・不法就労の防止

来日外国人等を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認する等必要な措置をとる。

- ・地域住民との協働

地域経済牽引事業を実施するに当たっては、防犯及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保の観点から、地域住民の意見を聴取するよう努め、地域住民と連携した活動を展開する。

- ・交通安全対策

促進区域における交通の安全と円滑化を図るため、駐車需要を充足する施設を建設し、周辺の道路整備等に当たっては、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、安全で円滑な道路交通環境を整備する。また、日頃から従業員等の交通安全教育及び安全運転管理を徹底し、交通事故防止を図る。

- ・防犯に配慮した住宅の整備

従業員等用の共同住宅を整備する場合は、「共同住宅における犯罪の防止に関する指針」（京都府策定）に基づき、防犯に配慮するものとする。

- ・職域防犯対策の推進

警察からの助言や企業間の情報交換等を通じて、職域全体の防犯意識の高揚や防犯技能の向上を図りながら、防犯C S R等自主的な防犯活動を進める。

- ・警察への連絡体制整備等

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。また、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保のため、警察活動に協力する。

- ・警察活動への支援

地域経済牽引事業の実施に伴い、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保のために、新たに必要となる警察活動や警察施設に対する行政支援をする。

(3) その他

宇治市は、促進区域の地域経済牽引事業の促進に関する協議を行うため、毎年度、地域未来投資促進法に基づく「宇治市地域経済牽引事業促進協議会」を開催し、以下の項目について協議を行う。

- ① 目標項目の進捗状況確認
- ② 計画内容の変更協議
- ③ 改善方策の検討

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域内においては、次のとおり農用地区域及び市街化調整区域が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【農地】 別表 1

【農用地区域】 別表 2

【市街化調整区域】 別表 3

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域は、国道 24 号に接道、または近接しており、首都圏・中部圏方面、大阪・兵庫・和歌山方面、中国・四国方面等への高速道路 I C は、いずれも本区域から約 2～4 km の近距離に位置しており、京阪神、中部圏、首都圏等をはじめとする広域都市圏への道路交通の結節点として広域道路ネットワークが充実している。

その他のインフラについては、上水道及び公共下水道、電気及びガスについては未整備であるが、関係機関と調整の上、計画的に整備を進めることとしている。

また、学校、保育園、幼稚園、地域公民館等の公共施設は周辺に整備されており、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

なお、令和 5 年度を目標に取り組み予定である次回の京都府南部都市計画定期見直しに関する事務の進捗と重点促進地域の計画及び整備の熟度に応じ、市街化区域編入に向けての検討を進める。

(地域内の遊休地等の状況)

本市内には、産業用地として活用できるまとまった遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用するものとする。

(他計画との調和等)

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された土地については、以下のとおり他計画において示されている方針と、調和が図られたものである。

①宇治市第 5 次総合計画

まちづくりの方向性（基本構想）の 1 つに「ゆたかな市民生活ができるまち」を掲げ、

その実現に向け、商工業の振興を図るため、新しい産業の育成や新たな産業基盤整備を推進するとしている。

②宇治市第5次総合計画（第3期中期計画）

新たな工業用地の確保、企業の市外流出防止などに努めるとしている。

③宇治市産業戦略

市内企業の市内での移転・拡張や、市外企業の受入に対応できる新たな工業専用用地の確保に向けた企業ニーズ等の調査や関係機関との調整、具体的な手法や候補地について検討をするとしている。

④宇治市都市計画マスタープラン

市街化調整区域の良好な自然環境や優良な農地、既存集落の住環境については、これらを保全することを基本としつつ、宇治市都市計画マスタープランやその他上位計画に即し、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域の性格を変えない範囲で、住環境の維持や秩序ある土地利用の誘導をするものは、地区計画その他の手法の活用について、地元とともに慎重に検討を進めるとしている。

⑤宇治農業振興地域整備計画

- ・京滋バイパス、京奈和自動車道をはじめとする広域幹線道路整備により、農用地として利用することが困難な地域も予想されるため、こうした地域における農用地利用は、市総合計画と十分協議を図り進めることとしている。
- ・農業従事者の安定就業を図るため、優良企業や企業化された農業生産団体に対して地元雇用への促進と就業状況等の実態調査等に努めるとしている。
- ・今般、本区域は、国道24号や京滋バイパス等の交通インフラを活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域においては、今後、遊休地を含め工場適地や業務用地が確認された場合は、当該土地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、以下の方針により調整を行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先するが、重点促進区域は農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討することとする。

土地利用を行う際の基本的な事項として、施設用地については、事業者の具体的な立地ニーズや事業実施の現実性を踏まえて調整を行うこととする。やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、「宇治農業振興地域整備計画」に合致するものであることとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

重点促進区域内には、集团的農地がある。やむを得ず集团的農地において土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障をきたす事態や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより農業生産基盤整備事業並びに農地中間管理事業等の農地流動化に支障をきたすといった事態を避け、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において、地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合には、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。将来的な開発を見越して必要以上の面積規模を確保することは避けることとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

重点促進区域においては、既に土地改良事業等は完了しているが、今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 次の事項により、農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

重点促進区域においては、土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について

- ・ 農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めない。
- ・ 農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めない。
- ・ 農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①～③までの考え方に基づ

- き、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先する。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本制度を活用した市街化調整区域における農地法及び農振法に係るもの以外の土地利用調整は行わないこととし、本区域においては、周辺の市街化を促進するおそれがないことを前提に、地区計画を設定・適用し、適正な立地誘導を図ることとする。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和8年度末日までとする。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。